

# 大阪弁護士会ニュース 第10号

～東日本大震災・避難者の方々へ～

2012年3月大阪弁護士会発行

バックナンバーお送りします。大阪弁護士会までご連絡ください。

○ お役に立つ情報をお知らせできればと思います。法律相談と構えていただかず、どんなことでも結構ですので、悩んでおられること、分からないことや聞いてみたいことがありましたら、大阪弁護士会にお電話下さい。

無料電話相談（フリーダイヤル）（月～金 13時～16時）

0120-062-545

面談による無料相談（法テラス指定相談場所）をご希望の方はご予約を  
（予約受付時間 9時15分～20時）

06-6364-1248

携帯サイトへの  
アクセスはこちら >>



<http://www.osakaben.or.jp/p/soudan/>

○ 大阪弁護士会のホームページでは、特設ページを設けて、相談会などの各種イベントに関する情報の他、各種資料の他、各自自治体のサイトへのリンクなど、お役に立つ情報をたくさん掲載しています。「大阪弁護士会」で検索頂くか、下記URLへ、是非アクセスください。

<http://www.osakaben.or.jp/web/index/index.php>

## 聞き取り調査ご協力をお願い

大阪弁護士会では、大阪へ避難されている方の実情をお聞かせ頂き、今後の立法提言や支援活動につなげるべく、電話やお会いしての聞き取り調査を実施しております。是非ご協力ください。

## ADRの第1号事案で和解が成立しました！

既にご存じの方もおられると思いますが、去る2月27日に、原子力損害賠償紛争解決センター（以下では「センター」と略します。）において、避難者の方と東京電力との間で和解が成立しました。なお、こうした紛争解決方法を「ADR」と言いますが、この件は平成23年9月1日に初めて申立てがされた件だったことから、新聞報道などでも「ADR第1号事件」などと呼ばれ、どのような結果になるか注目されていました。また、平成23年12月27日にセンターから避難者の方と東京電力の双方に和解案が示され、避難者の方は受け入れることを決意されたのですが、東京電力が受入を拒絶したことで強い批判を浴び、更に注目を集めることとなりました。

結果的に東京電力が和解案を受け入れ、上記のように和解が成立しましたが、その内容は以下のとおりです。

- ① 建物の損害として約1400万円、家財の損害として475万円、精神的苦痛に対する慰謝料として1人当たり142万円（平成23年3月から11月までの分）、ペットが死亡したことに対する慰謝料として1人当たり5万円、弁護士費用等を含め、ご夫婦の損害として合計2312万7050円を平成24年3月9日までに支払う。
- ② 交通費、宿泊費、治療費の約12万円以外については、損害の一部の支払とする。
- ③ 既に支払われていた仮払補償金160万円を控除しない。
- ④ 慰謝料の額については、申立人らの個別事情に基づき100万円を増額。

以上のような経過に対して、東京電力が和解案の受入を拒絶したことや、それによって解決が2か月遅れたという点は批判されて当然ですし、避難者の方が求めた請求額のすべてが支払われたわけではなく、まだまだ改善を求めていかなければならない点が少なくありません。ただ、一方では評価できる点もあり、これまで申立てをするかどうか考えていたり、見合わせていた方にも、改めてお考え頂くべきではないかと思えます。

まず、センターでの和解による支払はあくまで内払いであり、不足分は、別途、訴訟等で請求することが可能ということです（上記②）。和解金は必ずしも十分な金額ではありませんが、まずは当面の生活費等に充てていただいた上で、準備が整った時点で訴訟を起こして不足分を請求することができます。

次に、既に支払を受けている仮払金は現時点で清算しなくてもよく、後日の清算で良いとされたことです（上記③）。東京電力に損害賠償を請求すると、受け取った仮払金を清算されて返還を求められるのではないかと不安から、申立てを躊躇しておられる方もいらっしゃるのではないかと思います。その心配がなくなるのであれば安心してADRを申し立てることが可能になります。ただ、東京電力は他の案件では清算を求めているようですので、引き続き動向を注視するとともに、改善を求めていく必要があります。

そして、政府が示した基準以上の慰謝料を認めたことや（上記④）、和解額の3%を弁護士費用として加算したことも（上記①）、被災者の方々の救済に有益なものとして評価できる点です。

時間がかかることや、センターが福島県郡山市と東京都にしか設置されていないことなどの問題はありますが、最低限の補償をまず内払いとして支払わせるという点で、意義は大きいと考えられます。

今後、大阪でも原発事故被災者支援関西弁護団を中心にADRの申立てが進むと予想されますので、ADRを申し立てようと考えている方は弁護団に相談していただきたいと思えます。

また、これまでADRの申立てを躊躇したり控えていた方も、改めてお考えいただくために、やはり弁護団に相談されることを進言します。

なお、弁護団の連絡窓口は裏面に記載していますが、もしお分かりになれば大阪弁護士会までお問い合わせください。

## 弁護団だより ～区域外避難の方の請求書について

避難指示等対象区域外で対象となる福島県下23自治体にお住まいだった方に、3月5日より、東京電力から請求書が送付されはじまりました。

今回の請求書には精算条項は入っておらず、また、この請求書を出せば、別に合意書を出すことなく振り込みがなされるものですので、法的には、この請求書によって、今後、賠償請求ができなくなるものではありません。

しかし、後日、東京電力から、「すでに請求書に基づいて振り込みをしていますのでお支払いできません。」と言わせないようにするために、請求書の下欄の空白部分に、「この請求は、損害の一部を請求するものです。」と一文をボールペンなどで手書きで記入し、コピーをとっておいて、請求をしていただくことをお勧めします。

また、原発賠償紛争センター（ADR）への申立や訴訟をすでに予定しており、当面、急いで請求をする必要がない場合には、今回の請求書を使った請求は控えていただくことをお勧めします。

なお、本請求書に添付する資料は、コピーを添付し、原本を提出されないようお気を付けください。

## 福島避難者子ども健康相談会の案内

福島の子ども健康相談会の7回の実践（子ども福島/CRMS市民放射能測定所）を踏まえ、全国各地に避難した、福島の子どもの検診の依頼要請に応じて、大阪で健康相談会を実施します。

「子どもたちを放射能から守る全国小児科医ネットワーク」（代表：山田真さん）の呼びかけで、何回か福島の相談会に参加されている、医療問題研究会の医師の方々との個別相談会です。

からだのこと、こころのこと、気になることを相談してみませんか。日頃背負っている荷物を、少しばかり降ろしてほっと一息つけるスペースにと、避難者同士が交流できる茶話会や、子どもが楽しめるワークショップ、ハンドマッサージなど準備しています。

日時 4月29日（日） 10時～15時

場所 クレオ大阪西（大阪市此花区西九条6-1-20）

★ 事前申し込みが必要です。定員50家族に達した時点で締切となります。申し込みはFAXで072-843-0833

福島避難者子ども健康相談会実行委員会 事務局 高松昌子



# 特集 避難されている方は今 Tさん(女性)

震災から1年が経ちました。避難所から大阪へ避難して来たことが思い出されます。私の自宅は福島原発から10キロの所にあり、簡単には入れないという状況です。家族は、夫、3人の子供と5人家族です。大阪へ避難してきた時は家族全員が無事で良かったと喜んでいましたが、4月より主人が転職の為東京へ、長男も転職し一人暮らし、次男も就職の為、千葉へと離ればなれになりました。今まで家族で暮らしながら、家族の事、仕事、家事と毎日忙しく過ごしていた事が大変な時もありましたが、懐かしく淋しくも感じられます。今思うと、すごく普通で幸せだったんだと改めて感じる事が出来ました。その時は、毎日が忙しい中にも充実し、何より大切な時間だった様に思えます。昨年の9月より主人が大阪勤務となり、娘と夫、私と3人で暮らしています。今年のお正月は家族5人で一緒に過ごせたのは、本当に嬉しかったです。大阪へ来てからは、週末など親戚と会う機会が多いのですが、平日はほとんど家にいます。福島に居た時は、今とは逆で子供の送り迎えなどしていたので、夜まで出掛けている気がします。今思っていることは、自分から外へ向かっていかなきゃとは頭では分かっているのですが、気持ちがついていきません。大阪へ来てから周りの方から沢山お声をかけて頂き本当に感謝しています。福島の自宅、心配な家のローン、大切な友人、いろんな思い出が福島には詰まっています。本当に今回の震災は、私達家族、私自身にも意味のある事だったと思います。頭の中では分かっているのですが、気持ち的にはついていけない部分もありますが、やはり普通な事が、すごく幸せな事だったと思います。帰りたいけど帰れないという気持ちが交差していますが、前向きな子供達に追いつける様に、私自身の普通を探したいと思っています。

## 大阪弁護士会が総会で決議をしました。

大阪弁護士会は、この3月13日に総会を開催した際に、震災と原発事故から1年を迎え、当会が今後もなお被災者への支援活動を行うことと、以下の諸点について、全会一致で決議いたしました。以下は要旨のみ)

- ① 国は、被災者が早期に元の生活に戻ることができるよう積極的な回復措置を行うとともに、避難者が帰還する場合は、帰還のための十分な支援を受けることのできる制度を構築すること。
- ② 国及び自治体は、避難者への適切な支援を行き渡らせるための相互協力関係、運用改善を図るとともに、避難をしている者同士のネットワークづくりに必要な支援を行うこと。
- ③ 国及び東京電力は、福島原発事故の被災者に対する完全なる賠償を行うこと。
- ④ 東京電力は、原子力損害賠償紛争解決センターの和解仲介案を尊重すること。
- ⑤ 国は、原子力損害賠償紛争解決センターを少なくとも大阪に設置し、遠隔地避難者の申請に支障が無いよう最大限の配慮をなすこと。
- ⑥ 国及び自治体は、長期の避難による生活状況の悪化を防ぐために、避難者に対する生活支援の体制を早急に整えること。
- ⑦ 国は、放射線被曝の可能性のある全ての者に対し、全国の居住地において、健康調査・健康診断・治療の体制を整え、継続的に実施すること。
- ⑧ 国及び自治体は、避難者の有する権利を最大限に尊重し、率先してあらゆるニーズをとらえた総合的な支援策を展開すること。
- ⑨ 国は、東日本大震災及び福島原発事故被災者の支援のために「法的支援事業特別措置法」の制定を行うこと。  
詳しくは大阪弁護士会のホームページに掲載されていますので、是非ご覧ください。

## 原子力損害賠償紛争解決センターの総括基準の概要について

原子力損害賠償紛争解決センター（以下「センター」と略します。）は、本年2月14日、和解を迅速に成立させるための基準を作成しました。これはひとつの基準に過ぎず法的拘束力はありませんが、今後の和解案の参考となります。

- 1 避難者の第2期（本件事故発生後7ヶ月目から6ヶ月間）の慰謝料について**  
中間指針の定め一人月額5万円に、5万円を加算したので、慰謝料は一人月額10万円となります。避難所等で生活をされている方は一人月額7万円を加算するので、合計一人月額12万円となります。
- 2 精神的損害の増額事由等について**
  - (1) 下記のような事情があれば慰謝料の増額ができます。  
〈要介護状態にあること〉、〈身体または精神の障害があること〉、〈重度または中程度の持病があること〉、〈上記の者の介護を恒常的に行ったこと〉、〈懐妊中であること〉、〈乳幼児の世話を恒常的に行ったこと〉、〈家族の別離、二重生活等が生じたこと〉、〈避難所の移動回数が多かったこと〉、〈避難生活に適応が困難な客観的事実であって、上記の事情と同程度以上の困難さがあるものがあつたこと〉
  - (2) 本件事故と相当因果関係のある精神的苦痛が発生した場合は、別途賠償の対象とすることができます。

### 3 自主的避難を実行した者がいる場合の細目について

- (1) 自主的避難対象者が避難に伴い支出した実費等の損害が中間指針追補記載の目安となる金額（40万円又は8万円）を上回る場合、賠償される場合があります。①子供又は妊婦が含まれていたかどうか、②避難時期等、③放射線量に関する情報の有無・内容、④実費等の損害の具体的内容、額などの要素を総合的に考慮します。
- (2) 賠償の対象となるべき実費等の損害は以下のものが考えられます。①避難費用及び帰宅費用（交通費、宿泊費、家財道具移動費用、生活費増加分）、②一時帰宅費用、分離された家族内における相互の訪問費用、③営業損害、就労不能損害（自主的避難による減収及び追加的費用）、④財物価値の喪失、減少（自主的避難による管理不能等に起因するもの）、⑤その他自主的避難と相当因果関係のある支出等の損害
- (3) 避難指示等対象区域及び自主的避難等対象区域のいずれにも属さない場所に住居があつた者が自主的避難をした場合において、住居の場所が、発電所からの距離、避難指示等対象区域との近接性、放射線量に関する情報、住居の属する市町村の自主的避難の状況などの要素を総合的に考慮して、自主的避難等対象区域と同等の状況にあると評価されるときには、中間指針追補及び上記の基準を準用します。

### 4 避難等対象区域内の財物損害の賠償時期について

現地への立ち入りができない等の理由により被害物の現状等が確認できない場合であっても、避難等対象区域内に存在する動産（製造業の機械・機具などの生産設備、卸小売業・サービス業などその他の事業者の事業用設備、住宅の家財等）及び不動産については、管理不能、放射性物質の曝露などにより、価値が喪失又は減少したときは、速やかに賠償すべきである。

## 避難者の方へ ～集団での健康診断・相談調整のご案内～

昨年より交渉して避難者の皆様に、団体を通して被曝症状について臨床経験豊富な医師の検診を紹介できるようになりました。

- 〈健康診断〉 実施期間 毎週木 毎月 水（2～3回） 要予約調整  
場所・費用については、別途説明いたします。  
内容：甲状腺エコー・血液検査・触診 採血・採尿・心電図・胸部レントゲンなど  
(症状などにより相談可能)  
協力医師：村田三郎医師〈阪南中央病院副院長〉  
振津かつみ医師〈兵庫医科大学遺伝学教室所属〉
- 〈健康相談〉 実施期間 毎月1回 4家族 無料 要予約調整  
現在の予定 4月17日 5月19日 6月以降は調整中  
内容：被曝の影響にも配慮頂ける健康不安・生活不安の相談・カウンセリング  
協力医師 振津かつみ医師  
胡桃澤伸 医師

※医師・病院への個人でのお問い合わせは混乱致しますのでお控えください。  
なお 福島フォーラムは福島避難者子ども健康相談会おおさか実行委員会メンバーです。

### ※全避難者対応

(出身地・子ども・大人問わず)  
関西圏外避難者の会 福島フォーラム  
(旧：関西福島県避難者連絡相談会)  
代表 遠藤雅彦(いわき市出身) 副代表 高野正巳(福島市出身)  
関西 future コミュニティ 代表 江口紀子(東京都出身)

### お問い合わせ

福島県の方 遠藤  
[masahikoendo13@gmail.com](mailto:masahikoendo13@gmail.com)  
090-6852-7321 (AU)  
福島県以外の方(関東含む) 江口  
[kansai.future@yahoo.co.jp](mailto:kansai.future@yahoo.co.jp)  
080-5034-5666 (AU/ドコモの方)  
090-1776-0480 (ソフトバンクの方)

## ちょっと一息。。。 No7

### 造幣局 桜の通り抜け

(H24年4月17日(火)～4月23日(月))

1883年(明治16)以来今まで続いている、春の大阪の名物です。

関西を代表するお花見スポットのひとつでもある「大阪造幣局」は、1871年(明治4)貨幣製造所として日本初の近代設備を整え開設されました。

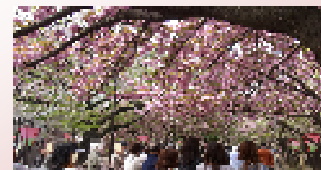
大川寄り南門から北門にかけての通り抜け通路は約560mにも及び見事な桜並木で、色が鮮やかで花びらが大きいサトザクラの八重咲きが多く、その他120種類の桜があります。

4月中旬頃の1週間を、桜の通り抜け期間として一般の人々に桜を公開しています。

・場所 大阪市北区天満1丁目1-7

・アクセス  
地下鉄谷町線天満橋駅から徒歩15分  
京阪本線天満橋駅から徒歩15分

・お問い合わせ  
電話 050-5548-8686  
(造幣局ハローダイヤル)



### 次号予告

次号では避難区域と指針の見直しについて特集します。